

(機密性1)

2 教育・研究活動

(16)奨学金等受給状況(令和5年度)

① 日本学生支援機構奨学金

令和6年3月31日現在

単位:人

区分	在籍者	対象者	日本学生支援機構								日本学生支援機構 以外の奨学金		合計			
			貸与奨学金				給付奨学金				奨学生数	受給率	奨学生数	受給率		
			第一種		第二種	計	受給率	奨学生数	受給率							
			自宅	自宅外												
大学院学校教育研究科(修士課程/専門職学位課程)	1年	202	162	46	(42)	6	(6)	52	(48)	32.1%	-	-	2	1.2%	54	33.3%
	2年	227	174	51	(49)	13	(13)	64	(62)	36.8%	-	-	1	0.6%	65	37.4%
	3年	65	65	4	(4)	11	(9)	15	(13)	23.1%	-	-	0	0.0%	15	23.1%
	計	494	401	101	(95)	30	(28)	131	(123)	32.7%	-	-	3	0.7%	134	33.4%
学校教育学部	1年	172	172	4	34	30	68	39.5%	8	4.7%	1	0.6%	77	44.8%		
				38												
	2年	163	163	3	27	33	63	38.7%	16	9.8%	3	1.8%	82	50.3%		
				30												
	3年	163	163	2	25	30	57	35.0%	13	8.0%	7	4.3%	77	47.2%		
27																
4年	174	174	2	36	33	71	40.8%	21	12.1%	6	3.4%	98	56.3%			
		38														
計	672	672	11	122	126	259	38.5%	58	8.6%	17	2.5%	334	49.7%			
				133												
合計	1,166	1,073	234	156	390	36.3%	58	5.4%	20	1.7%	468	43.6%				

1. 貸与月額

- 大学院第一種 50,000円又は88,000円
- 大学院第二種 50,000円, 80,000円, 100,000円, 130,000円, 150,000円から選択
- 学部第一種 自宅 20,000円, 30,000円, 45,000円から選択  
自宅外 20,000円, 30,000円, 40,000円, 51,000円から選択
- 学部第二種 20,000円から120,000円のうち1万円単位で選択

- 2. ( )は、専門職学位課程に関する数で内数である。
- 3. 対象者は、在籍者から都道府県教育委員会派遣の現職教員及び外国人留学生を除いた数である。

(機密性1)

② 日本学生支援機構以外の奨学事業団体

令和6年3月31日現在  
(単位:人)

区 分	貸与(給付)月 額(円)	学部					大学院				
		1年	2年	3年	4年	合計	1年	2年	3年	合計	
あしなが育英会奨学金(貸与・給付)	70,000			1		1					0 (0)
キーエンス財団 応援給付金(一時金)	300,000			1		1					0 (0)
富山県奨学金(貸与)	51,000	1				1					0 (0)
飯綱町奨学金(貸与)	70,000			1		1					0 (0)
飯山市育英基金(貸与)	40,000				1	1					0 (0)
古泉育英財団奨学金(給付)	20,000		2	1	1	4					0 (0)
射水市奨学生	40,000					0	1 (1)				1 (1)
清流の国ぎふ大学生等奨学金(貸与)	30,000				1	1					0 (0)
能登町奨学金(貸与)	30,000			1		1					0 (0)
博報教職育成奨学金(給付)	100,000			2	2	4	1 (1)	1 (1)			2 (2)
妙高市奨学金	30,000		1			1					0 (0)
新潟市奨学金制度(年1回、貸与)	400,000				1	1					0 (0)
合計		1	3	7	6	17	2 (2)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	
在籍者		172	163	163	174	672	202 (188)	227 (198)	65 (38)	494 (424)	
対象者		172	163	163	174	672	162 (149)	174 (146)	65 (38)	401 (333)	
受給率		0.6%	1.8%	4.3%	3.4%	2.5%	1.2%	0.6%	0.0%	0.7%	

(注)

1. ( )は、専門職学位課程に関する数で内数である。
2. 対象者は、在籍者から都道府県教育委員会派遣の現職教員及び外国人留学生を除いた数である。

(機密性1)

③ くびきの奨学金

令和6年3月31日現在

区分	受給者	受給者内訳			給付額	合計
		学部	修士課程	専門職 学位課程		
前期	22人	6人	1人	5人	80,000円 × 12人	960,000円
			(0人)	(10人)	50,000円 × 10人	500,000円
後期	24人	6人	0人	4人	80,000円 × 10人	800,000円
			(0人)	(14人)	50,000円 × 14人	700,000円
計						2,960,000円

※ 授業料免除を申請し、基準に該当しながら免除されなかった者、授業料免除未申請者のうち免除選考基準を満たす者及び半額免除許可された者について困窮度順に給付するもの。

※ 長期履修学生の給付額は5万円。その他は8万円。

※ ( )は、外数で長期履修学生の受給者数を示す。

(機密性1)

#### ④ 教育訓練給付制度

##### ○教育訓練給付金（専門実践教育訓練）【専門職学位課程】受給者数

年度	令和4年度入学生	令和5年度入学生
コース		
教科教育・学級経営実践コース	0名	0名

制度の概要	
訓練講座指定年度	平成27年度：訓練講座指定（新規） 平成28年度：講座名称変更 平成30年度：訓練講座指定（再指定） 令和元年度：講座名称変更 令和3年度：訓練講座指定（再指定） 令和5年度：訓練講座廃止 ※令和4年度大学院改組に伴い、改組後の新コースについては、新規指定が必要。 旧コースについて、訓練講座の廃止手続きを行った。 なお、令和7年度入学生から対象となるように令和6年度中に新規指定の手続きを行う。
対象者	雇用保険の被保険者又は、被保険者であった者 ・入学年度の4月1日において雇用保険の被保険者のうち雇用期間が3年※以上の者 ・入学年度の4月1日において離職日の翌日以降1年以内で、かつ被保険者として雇用された期間が3年※以上ある者 ※ 当分の間、初めて給付を受けようとする者は2年以上。
給付金	1. 給付額：受講費用（入学料・授業料）の5割が在学中(半年毎)に給付される。 2. 給付上限額：40万円/年 3. 給付対象期間：2年 4. その他：申請に必要な書類を大学が作成し、学生本人がハローワークに申請する。 令和6年度末までの暫定措置として専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職者のうち一定の要件を満たす方は、教育訓練支援給付金制度の対象となる。

##### ○教育訓練給付金（一般教育訓練）【修士課程】申請者数

年度	令和4年度修了生	令和5年度修了生
コース		
—	1名	0名

制度の概要	
訓練講座指定年度	平成27年度：訓練講座指定（新規） 平成28年度：カリキュラム変更 平成30年度：訓練講座指定（再指定） 令和3年度：訓練講座指定（再指定） 令和6年度：訓練講座指定（再指定）
対象者	雇用保険の被保険者又は、被保険者であった者 ・入学年度の4月1日において雇用保険の被保険者のうち雇用期間が3年※以上の者 ・入学年度の4月1日において離職日の翌日以降1年以内で、かつ被保険者として雇用された期間が3年※以上ある者 ※ 当分の間、初めて給付を受けようとする者は1年以上。
給付金	1. 給付額：初年度受講費用（入学料・授業料）の2割が修了後に給付される。 2. 給付上限額：10万円 3. 給付対象期間：1年 4. その他：申請に必要な書類を大学が作成し、修了後、学生本人がハローワークに申請する。 平成27年度入学生から、本制度の対象となる。